

幼児教育・保育の無償化による利用者負担（保育料）への影響

認可保育所・認定こども園（2号3号認定子ども）・地域型保育事業の利用者負担額

単位：円

各月初日において保育を受ける 子どもの属する世帯等の階層区分		利用者負担の月額 (上段が保育標準時間認定、下段が保育短時間認定の金額)				
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	
A	生活保護世帯等又は里親である支給認定保護者	0 0	0 0	0 0	0 0	
B	A階層を除き、当該年度分の市区町村民税非課税世帯	0 0	0 0	0 0	0 0	
C	A階層を除き、当該年度分の市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	2,500 1,800	2,300 1,600	2,000 1,400	1,900 1,300	
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市区町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,700 4,800	5,600 4,000	4,500 3,200	4,400 3,200
D2		48,600円以上 52,100円未満	8,500 6,100	7,000 5,000	5,600 4,000	5,500 4,000
D3		52,100円以上 66,500円未満	10,500 7,600	8,600 6,200	6,600 4,800	6,500 4,700
D4		66,500円以上 84,500円未満	12,500 9,000	10,300 7,400	7,800 5,600	7,600 5,500
D5		84,500円以上 97,000円未満	15,000 10,900	12,200 8,800	9,200 6,600	9,000 6,500
D6		97,000円以上 139,000円未満	17,000 12,300	14,000 10,100	10,300 7,400	10,000 7,200
D7		139,000円以上 159,000円未満	19,000 13,800	15,700 11,400	11,500 8,300	11,000 8,000
D8		159,000円以上 169,000円未満	23,000 16,700	19,600 14,200	13,000 9,400	12,800 9,300
D9		169,000円以上 204,000円未満	27,000 19,600	24,000 17,400	15,000 10,900	14,800 10,700
D10		204,000円以上 229,000円未満	31,500 22,900	28,500 20,700	16,500 12,000	16,000 11,600
D11		229,000円以上 244,000円未満	35,500 25,800	33,000 24,000	18,000 13,000	17,500 12,700
D12		244,000円以上 259,000円未満	39,500 28,700	37,000 26,900	20,500 14,900	20,000 14,500
D13		259,000円以上 271,000円未満	43,500 31,600	40,500 29,400	23,000 16,700	22,500 16,300
D14		271,000円以上 281,000円未満	46,800 34,000	43,500 31,600	25,000 18,100	24,500 17,800
D15		281,000円以上 291,000円未満	50,000 36,300	46,500 33,800	28,000 20,300	27,000 19,600
D16		291,000円以上 301,000円未満	53,700 39,000	50,000 36,300	30,000 21,800	29,000 21,000
D17		301,000円以上 353,000円未満	56,000 40,700	52,000 37,800	31,500 22,900	30,000 21,800
D18		353,000円以上 383,000円未満	58,500 42,500	54,000 39,200	32,500 23,600	31,000 22,500
D19		383,000円以上 397,000円未満	63,500 46,100	58,000 42,100	34,500 25,000	32,500 23,600
D20		397,000円以上 475,300円未満	66,500 48,300	60,000 43,600	36,000 26,100	34,000 24,700
D21		475,300円以上 600,600円未満	69,500 50,500	62,000 45,000	37,500 27,200	35,000 25,400
D22		600,600円以上 782,400円未満	73,000 53,000	65,500 47,600	38,500 28,000	36,300 26,400
D23		782,400円以上 964,200円未満	76,000 55,200	68,000 49,400	40,000 29,000	37,800 27,400
D24		964,200円以上	79,000 57,400	71,000 51,600	43,000 31,200	39,500 28,700

幼稚園（1号認定子ども）利用者負担額

階層区分 (年収は父・母・16歳未満の子ども 2人世帯の平均的な目安です。)	利用者負担 (月額)
A 生活保護世帯	0円
B 市民税が非課税の世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む) (年収約270万円以下の世帯)	3,000円
C 市民税所得割額が 77,100円以下の世帯 (年収約360万円以下の世帯)	10,100円
D 市民税所得割額が 211,200円以下の世帯 (年収約680万円以下の世帯)	20,500円
E 市民税所得割額が 211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上の世帯)	25,700円

保育料補助金・就園奨励費補助金額一覧

平成 30 年度市民税所得割額 による対象基準 (年収は父・母・16歳未満の子ども2 人世帯の平均的な目安です。)	保育料補助金 (月額) (市上乗せ分 5,000 円 を含む)		就園奨励費補助金(年額) ※子ども・子育て支援制度に移行した私立幼稚園等に通園している場合は、世帯の市民税所得割額にかかわらず交付対象外となります。(この補助金の補助額相当があらかじめ差し引かれて保育料が設定されているため。)			
	第1子	第2子以降	第1子	第2子	第3子以降	小学1～3年生がいる場合
						第2子
A.生活保護世帯			308,000 円			
B.市民税が非課税の世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む) (年収約 270 万円以下の世帯)	11,200 円		272,000 円	308,000 円	308,000 円	
C.市民税所得割額が 77,100 円以下 の世帯 (年収約 360 万円以下の世帯)	9,500 円	11,200 円	187,200 円	247,000 円	247,000 円	
D.市民税所得割額が 211,200 円 以下の世帯 (年収約 680 万円以下の世帯)	8,500 円	10,600 円	62,200 円	185,000 円	308,000 円	308,000 円
E.市民税所得割額が 256,300 円 以下の世帯 (年収約 730 万円以下の世帯)	7,400 円	10,000 円	市民税所得割額が 211,200 円を超える世帯	154,000 円	154,000 円	
F.市民税所得割額が 256,300 円を 超える世帯	5,000 円		不交付			

認可外保育施設入所児童保育助成金

【 階層別 助成額上限表 】

階層区分 (注 1)	第1子分		第2子以降分	
	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳
A	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円
B				
C	45,000 円	45,000 円	50,000 円	
D 1～4	40,000 円	40,000 円	45,000 円	45,000 円
D 5～10	30,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円
D 11～17	20,000 円	30,000 円	30,000 円	35,000 円
D 18～21	10,000 円	25,000 円	25,000 円	30,000 円
D 22・23	5,000 円	15,000 円		
D 24	0 円	10,000 円		

※上記取扱いの具体的な内容については、現在国で検討が行われているところです。